

財務省告示第二百四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十六年三月二十五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十六年四月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六十

七回）

二 発行の根拠 平成十五年度における公債の発
行の特例に関する法律（平成十
五年法律第十八号）第二条第一
項及び財政資金特別会計法
（昭和二十六法律第百一号）

三 振替法の適用等 第十一号）
基金特別会計法（明治三十九年
法律第六号）第五條第一項及び
第五條ノ二

四 発行方法 社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
に振替法（という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

五 募入決定の方法 札発行を競争に付して行われ入
札の申込みのうち応募価格の高
いものからその応募額を順次割
り当てる。

六 発行額 額面金額で四千九百九十三億円
のうち平成十五年度における公
債の発行の特例に関する法律第
二條第一項の規定に基づき発行
した利付国債に於いては、額面
金額で九億三千六百十円、財
政融資資金特別会計法第十一條

七	八	九	十	十
払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格	利率
			の	の
			払込み	経過利子

第一項の規定に基づき発行した
 利付国債については、額面金額
 で五百一億二千七百八十五万
 円、国債整理基金特別会計法第
 五条第一項の規定に基づき発行
 した利付国債に付いては、額面
 金額で二千九億八千五百円、
 同法第五条ノ二の規定に基づき
 発行した利付国債に付いては、
 額面金額で二千四百七十二億
 四千九百二十万五千円、

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。

平成十六年三月二十五日
 額面金額百円につき九十九円四
 角五分以上のそれぞれに応募価
 格。

(一) 一・九パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 係るとして振替口座簿中の口の
 もの記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式よ
 りに

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還金額	償還金額	元金	払場所	入札参加者
払込期日						

り算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額にただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 19}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成十六年三月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者
平成十六年三月二十五日

